

2014 年 6 月 18 日

経済産業省 特許庁 御中

医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net)

意見書

現在、「産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会」において議論されている職務発明制度のあり方について、医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net) の意見を以下のとおり提出いたします。よろしくお取り計らい願います。

1. 帰属について

職務発明が原始的に法人に帰属する制度を求める企業の立場は理解でき、その方向性自体には反対しない。しかしながら、大学等から生まれる発明に関しては、法人原始帰属にそぐわないことが多い。したがって、もし職務発明が原始的に法人に帰属する制度に改正される場合でも、少なくとも大学等には一律的に当該制度を適用しないことを希望する。

(※大学等には、公益財団法人や独立行政法人等の研究所も含める。)

[理由]

大学等の研究は学術を中心に、社会貢献の立場で行われており、特許化ばかりが理想的な出口とは限らない。しかし、発明を法人原始帰属にすると、大学当局が特許権の確保を優先する立場から、学会発表や論文発表を制限せざるを得ない場合も出てくる。また、研究の進展にとって好ましくない技術移転がなされる心配もある。その結果、大学と研究者の意向が衝突し、学問の自由度が損なわれるなど、大学の研究活動に支障をきたすことが想定される。

2. 適用除外の在り方

原則：大学等に関しては、法人原始帰属としないこととする。

原則に対する例外 1：希望する法人に関しては法人原始帰属が適用されることを可能にする。

原則に対する例外 2：外部機関との契約等に基づき生み出された発明は法人原始帰属とする。

(受託・共同研究等の契約等に基づくものは、大学に原始帰属させることがむしろ望ましい。)

3. その他

現在、大学の研究者の発明が職務発明制度の枠組みで取り扱われていることについて、運用上必ずしも大きな問題は生じていないが、大学の研究活動の趣旨や実態に合致しているとは言い難い部分もある。大学には、研究者が各々の自由意思に基づき発明を創出すること、研究者の流動性が高いこと、雇用状態にない研究者（大学院生や研究生）や留学生等が発明者になり得ることなど、特有の事情がある。これらを踏まえると、本来的には、発明を自由な契約に委ねる方が大学にとってはむしろ適切であると考ええる。

以 上